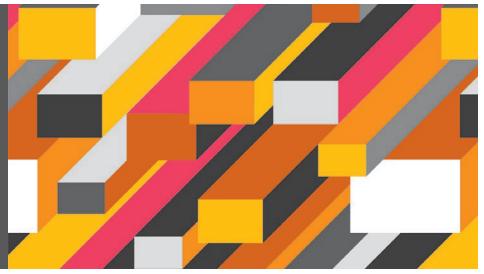


# ファンドニュース

## 資産運用会社の内部監査シリーズ

### - 令和2事務年度 金融行政方針 -



2021年2月

## はじめに

ファンドニュース「資産運用会社の内部監査シリーズ」では、資産運用会社の内部管理態勢において重要な役割を果たす内部監査について、重点監査項目となり得るテーマを取り上げ、関連する規制、一般的な実務、および内部監査を実施する上での留意点などをご紹介します。

今回のファンドニュースでは、2020年8月31日に金融庁より公表された「令和2事務年度 金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」についてその概要と、同方針の資産運用会社に関連する項目を踏まえた内部監査上の留意点を取り上げます。

## 令和2事務年度 金融行政方針の概要

金融庁は、2020年8月31日に「令和2事務年度 金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」を公表しました。「令和2事務年度の金融行政方針」は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が国民生活や経済に甚大な影響を与えたことを踏まえ、COVID-19への対応を軸として構成されており、①コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く、②高い機能を有し、魅力のある金融資本市場を築く、③金融庁の改革を進める、の3つの重点課題を示しています。表1に、「令和2事務年度 金融行政方針」の重要課題ごとの概要をまとめています。

なお、「令和2事務年度 金融行政方針」では昨事務年度に引き続き、①金融システムの安定／金融仲介機能の発揮、②利用者保護／利用者利便、③市場の公正性・透明性／市場の活力のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指すとしています。

表1 「令和2事務年度 金融行政方針」の概要

## ① コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

### 【コロナと戦い、経済の力強い回復を支える】

COVID-19 の拡大が続いている現状に対し、足元の行政対応方針を示しています。

- ・ コロナ禍での事業者の資金繰り支援や、被災者支援などの金融仲介機能の発揮
- ・ 経営改善・事業再生支援など
- ・ 地域経済再生や持続的成長、国際競争力強化の観点から銀行グループの業務範囲などの見直し
- ・ データ活用や新しいスタイルのモニタリング手法による見通しが不透明な経済情勢下での適確な実態把握

### 【コロナ後の新しい社会を築く】

COVID-19 を契機として、経済社会構造に大きな変革がもたらされる可能性を見込み、「新たな日常」への移行を、従来の経済社会構造をより効率的かつ合理的なものに革新していくチャンスと捉え、中長期的な視点から、こうした変革を後押しするための行政対応方針を示しています。

- ・ 大きな変化に直面する経済社会および産業構造に対応する金融システムの構築(銀行グループの業務範囲などの見直し、コーポレートガバナンス改革など)
- ・ 金融デジタライゼーションによる利用者の利便向上、課題解決、付加価値創出と、書面・押印・対面の不要化や決済インフラの高度化・効率化といったデジタルイノベーションを推進するための環境整備
- ・ 顧客本位の業務運営のさらなる進展、金融リテラシーの向上、多様な利用者ニーズへの対応と利便性・安心感の確保
- ・ 新たなリスクに対する備え(サイバー攻撃対応、自然災害や未知の感染症対策としての保険)
- ・ サステナブルファイナンス(金融を通じた、環境問題や社会問題の解決に資する付加価値の創出)

## ② 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く

- ・ わが国の金融資本市場の国際化(税制、人材、ビジネス環境改善、英語による金融行政)
- ・ 資産運用の高度化(資産運用会社の運用力強化、運用パフォーマンスの「見える化」を通じた競争促進、オルタナティブ運用、SDGs・ESG のあり方などの研究)
- ・ コーポレートガバナンスコード改革(DX の進展、サプライチェーンの見直し、働き方改革への対応、持続可能なビジネスモデルの確立)
- ・ 資本市場の改革(東京証券取引所の市場区分や TOPIX 算出方法の見直しなど)
- ・ 広く、早く、深い市場監視(証券モニタリングにおいては、適合性の原則の明確化などを踏まえた顧客本位の業務運営の定着状況、コロナ禍の影響下における顧客対応、ビジネスモデルの変化についてのモニタリング実施など)
- ・ マネーロンダリング・テロ資金供与対策

## ③ 金融庁の改革を進める

- ・ 行政手続きの電子化推進(2020 年度中に押印を原則廃止、2021 年度中に金融機関などから受け付ける全ての手続きをオンライン化)

## 内部監査のチェックポイント

「令和2事務年度 金融行政方針」を踏まえ、資産運用会社に関連するものとして、①見通しが不透明な経済情勢下での適確な実態把握、②顧客本位の業務運営のさらなる進展、③資産運用の高度化(運用パフォーマンスの「見える化」)の3つを取り上げ、それぞれについて内部監査の留意点を説明していきます。

### ① 見通しが不透明な経済情勢下での適確な実態把握

令和2事務年度 金融行政方針に、「経済情勢に関する見通しが不透明であり、経営環境や産業構造の大きな変化が想定される。…このような環境の下では…的確な実態把握は金融行政上のすべての判断の基礎となる」とあります。資産運用会社においても、COVID-19の影響下で顧客対応やビジネスモデルが変化しており、リスクの性質も以前とは変わっている可能性があります。また、経済情勢の見通しが不透明な状況であり、リスクの性質は今後さらに変わっていくことも想定されます。従って、資産運用会社においても、的確な実態把握を行い、リスクの見直しを継続的に行うことが必要だと考えられます。

リスク評価においては、COVID-19の影響により、現時点で顕在化しているリスクにとどまらず、今後発生する可能性があるリスクも特定し、リスクに対応した内部監査を行うことが重要です。また、テレワークの導入に伴い、意思決定の方法、従来紙面で管理していた法定帳簿などの保存方法、サイバー攻撃を含めた情報セキュリティ管理など、これまでのルールや態勢が現在の状況下においても適切か見直すことも、内部監査におけるチェックポイントだと考えられます。

### ② 顧客本位の業務運営のさらなる進展

令和元事務年度のモニタリングの結果によれば、「顧客本位の業務運営に関する原則」を実現するための取り組み方針が多くの金融事業者で概念的な内容にとどまっている、不適切な販売事例がいまだに見受けられるというように、顧客本位の業務運営の実態は十分とは言えない状況にあります。

金融行政方針ではこうした現状を踏まえ、より良い取り組みを行う金融事業者が顧客から選択していくメカニズムを実現するために、「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的な内容の充実や、新たな方策の導入により、顧客本位の業務運営の実効性を高めることを目指すとしています。一方で、合理的な根拠を欠く高頻度の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させるような行為などが適合性の原則や誠実公正義務に違反することを監督指針において明確にし、検査・監督を通じて、そのような不適切な販売を抑制していくとしています。

なお、「[顧客本位の業務運営に関する原則](#)」の改訂および「[金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針](#)」の一部改正が令和3年1月15日に公表され、同日付で適用されました。今回の改訂内容および改正内容を踏まえ、資産運用会社において対応が必要と考えられる事項を表2に、内部監査のチェックポイントを表3にそれぞれ記載しています。

表2 資産運用会社の対応が必要と考えられる事項

「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂版)	
【原則5：重要な情報のわかりやすい提供】	
<ul style="list-style-type: none"><li>顧客がリスクや手数料、利益相反などの情報を、同種の商品と比較できるよう、商品ごとに「重要情報シート」を作成することが求められています。なお、重要情報シートの具体的な内容については、令和2年8月5日に公表された「<a href="#">金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書－顧客本位の業務運営の進展に向けて－</a>」にフォーマットの例が記載されています。</li></ul>	
【原則6：顧客にふさわしいサービスの提供】	
<ul style="list-style-type: none"><li>顧客のライフプランなどを踏まえた商品の提案や商品提供後の適切なフォローアップが求められています。資産運用会社においては、直接顧客への投資勧誘行為を行っていない場合でも、投資信託販売会社や、投資顧問契約または投資一任契約の代理委託先などに対し、顧客にふさわしいサービスを提供しているかについてモニタリングを行うことが必要になります。</li><li>組成した金融商品について、改訂前より、販売対象として想定する顧客の属性の「特定」が求められていきましたが、改訂版ではさらに「公表」まで必要としています。また改訂版では、原則5の顧客に説明すべき重要情報に「販売対象として想定する顧客の属性」が追加されています。例えば、投資信託を提供している場合、個別の投資信託が販売対象として想定する属性の顧客に販売されるよう、投資信託販売会社に対し、正しく理解されるように伝えていくことが必要になります。</li></ul>	

表3 内部監査のチェックポイント

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正	
<ul style="list-style-type: none"><li>提供する個別の金融商品について、リスク、リターン、コスト、利益相反、想定する顧客の属性といった顧客が金融商品への投資を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているかについて、内部監査で検証する必要があります。その際に、顧客目線で分析・特定できているかという点が確認すべきポイントとなります。</li><li>研修の実施、顧客への説明書類の整備などを通じ、投資勧誘に携わる役職員が当該情報を正確に理解し、適切に顧客に説明できる態勢が整備されているか、実際に想定する属性の顧客に投資勧誘行為が行われたかについて、検証する必要があります。</li><li>特に、投資信託販売会社や、代理委託先など外部の会社が投資勧誘を行っている場合には、外部委託先などの顧客管理態勢について、モニタリング方針を整備し、十分なモニタリングを実施できているかという点が確認すべきポイントになります。</li></ul>	

### ③ 資産運用の高度化（運用パフォーマンスの「見える化」）

運用パフォーマンスの「見える化」を推進するため、公募投信のパフォーマンス調査の定例化に加え、私募投信や一任運用についても調査・分析・公表が実施される予定です。資産運用会社においては、私募投信や一任運用について、運用パフォーマンス管理の具体的な方法（特に評価基準）が明確になっているか、顧客目線でのパフォーマンス管理となっているか、運用再委託をしている場合、委託先の運用パフォーマンスについても管理できているか、という点が内部監査における確認ポイントになります。

## おわりに

「令和2事務年度 金融行政方針」は、COVID-19の拡大が続いている現状に対する足元の行政対応方針を示すとともに、COVID-19を契機とする「新たな日常」への移行を経済社会構造の革新のチャンスと捉え、こうした変革を後押しするための中長期的な視点に基づく行政対応方針を示しています。また、前事務年度から引き続き取り上げられているテーマである顧客本位の業務運営や、資産運用の高度化については、具体的な取り組みが記載されています。資産運用会社におかれましては、今回の金融行政方針の内容を十分に理解して、適切に対応することが必要と考えられます。

なお、内容にご質問などございましたら、以下のお問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。

文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC あらた有限責任監査法人  
第三金融部(資産運用)  
マネージャー 吉野綾

PwC あらた有限責任監査法人 第三金融部(資産運用)  
お問い合わせフォーム

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかつたことによって発生した結果について、PwCあらた有限責任監査法人、およびメンバーフーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2021 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.